

福岡市・北九州市国家戦略特別区域における国家戦略特別区域法第 19 条の 2
(国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業) に定める創業者の公表及び申出について

平成 28 年 9 月 1 日
福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

福岡市・北九州市国家戦略特別区域に係る区域計画に定めようとする国家戦略特別区域法(平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。)第 19 条の 2 の特定事業(国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)に係る創業者を公表するとともに、当該特定事業に係る創業者として加えるよう申し出る手続を定めたので、当該手続に従い申出を受け付けます。

記

I. 区域計画に定めようとする創業者

官民人材分野

創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例(国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業)

- ・株式会社チーム AIBOD
- ・株式会社ウェルモ
- ・株式会社スカイディスク
- ・株式会社 SENTE
- ・株式会社 Waris

II. 申出(以下単に「申出」という。)の手続

1. 申出をすることができる者

次のすべての要件を満たす必要があります。

- ・福岡市・北九州市国家戦略特別区域内で行う事業において、人材を確保しようとする創業者であること。
- ・特定事業について法令等で定められた別紙に掲げる要件を満たすこと。

2. 申出方法

(1) 提出書類

申出にあたっては、次に掲げる書類を各 1 部提出してください。

(i) 別記様式

(ii) 定款(法人である場合に限る。)及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
その他、必要に応じて参考資料を添付いただいても結構です。

(2) 提出期限

平成 28 年 9 月 5 日（月）17 時までには必着とします。

(3) 提出先

内閣府 地方創生推進事務局内 福岡市・北九州市区域会議担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 6 階

(4) 提出方法

郵送又は持参にて、提出書類を上記の（3）提出先へご提出ください。なお、郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「福岡市・北九州市申出書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

「別記様式」は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(5) その他留意事項

- ・提出いただいた書類については返却いたしませんので、予めご了承願います。
- ・提出期限に遅れて到着したものは、配達事故や通信事故など理由の如何を問わず、受け付けません。ご注意ください。
- ・内容の詳細等を確認することがありますので、「別記様式」には連絡先等を必ず記載してください。

3. 特定事業に係る創業者としての追加について

提出書類に基づき、1. で定めた要件を満たすものと福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議が認めた場合には、当該申出に応じるものとし、区域計画において特定事業に係る創業者として加えることとします。

※ 提出書類の記載内容に基づき、特定事業に係る創業者として加えるか審査します。そのため、要件を満たしていることが明確にわかるようにご記載ください。なお、場合により、要件への適合性等を審査するため追加の資料を求めることがありますので、予めご了承願います。

【連絡先】 ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地方創生推進内事務局 福岡市・北九州市区域会議担当

（電話）03-5510-2463 （メールアドレス）i.kokkatoc@cao.go.jp

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
官民人材	国家公務員退職手当法の特例（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）〔法第 19 条の 2〕	別添

《凡例》

法：国家戦略特別区域法

※ 特定事業について法令等で個別に定められている要件として別添のシートにおいて記載する要件のほか、国家戦略特別区域内で行う事業において、法第 19 条の 2 に定める国の行政機関の職員としての経験を有する人材の確保を行うと見込まれることを考慮し、当該特定事業に係る創業者として追加します。

(別添)

国家公務員退職手当法の特例（国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

〔法第 19 条の 2 関係〕

【要件】

以下のア～ウのいずれかの者であること（産業競争力強化法第 2 条第 23 項第 2 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる者）

ア 新たに事業を開始した個人（事業を営んでいない者に限る）であって、事業を開始した日以後 5 年を経過していないもの。

イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。

ウ 産業競争力強化法第 2 条第 17 項に規定する中小企業者が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立した会社であって、その設立の日以後 5 年を経過していないもの。